

水害と土地利用規制

二 木 健 治

- 一 水害への対応策の諸相
- 二 土地利用規制のための現行法
- 三 水害危険区域に関する法規制

一 水害への対応策の諸相

人類の歴史の中で災害に対する人間生活のかかわり合いの際に深くものを「主災害」と称するにすれば、洪水災害は、現代においても主災害の一つであることに変わりはない。洪水災害への対応の仕方は時代によつて異なるものであり、その基本的觀念を「治水思想」と呼んで、その跡つけを行うことは興味深いものがあるが、近年特に指摘がなされる点に、堤防至上主義の限界、自然の遊水機能の活用、治水条件に見合つた土地利用の適正化等の問題がある。

水を治める者は國を治めるという古言が、時として舞鶴のように河川を治める者を想起して用いられることがあるのに照應し、國土保全とは端的に河川改修であると認識される傾きがあつたことは、我國の気象条件・地形条件等の自然的条件並びに土地利用の歴史的推移からして、無理からぬ面がある。すなわち災害の事後の保全という形で、専ら自然的条件による洪水等の突然的・一過的災害は勿論のこと、人為的原因の加勢した状況の変化・地盤の沈下等による

より漸増する災害の危険に対してさえ、畢竟に民生の安定を図る極旨から、このより本體論が實際上むしろ決定的な力となって表われてくる。

他方、近年における幾つかの災害を契機として、河川工作物の安全性の問題を中心に流域の治水計画論にも言及した訴訟事案の発生を見てくるが、これらの訴訟争は、専ら河川管理の瑕疵といふ局限された争点をめぐって行われているものであつて、いわゆる人災論としても、被害の救済手段としての限界内に止まるものである。

國土保全の定義として従来一般的に採用されてくるものは、「國土を自然災害による損傷から防護し、國民の生命・財産の安全を確保して、國民の生活・生産の場を全うすること」であるが、これを最も通俗的に標語化するものとして「これからは災害対策といふものの基本は、日本じゅうどこに住んでいても國民は安全なんだ」ということを実現していく……そのためには近代的な手法はすべて使ってみるとどうもかな姿勢……がいま非常に問われている時期ではないか」(昭和四九年五月三日農林省農業政策課長における政府答弁) といふ説明もなされていく。このよくな觀點からすれば、専ら事後的措置に止まることなく、予防的保全のための各般の政策の検討が必要となる。しかしすべての國土を絶対的に安全なものとすることは物理的に無理である以上、制度的問題としてこれを付廻すにすれば、あらゆる可能な対策を想定した上で、それぞれの土地の立地条件について、その安全性の限界を明示し、その範囲内での多様な土地の利用を可能な限りしめることにあらむことができよう。

さらにまた、「土地は水によって潤おされてその生産性を高めるとともに、反面ではまだ水によって侵食され、災害をこうむる。水と土地は、相互に、積極消極の両面において密接な関係をもつてゐる。」(昭和四九年五月三日農林省農業政策課長における政府答弁) とする基本的觀点に立つとも、水による災害への対応の問題は、専ら河川の流水に対する地域の問題に止まらず、なく國土全般についてこれを具るべきものである。

数年前から米国では、包括的な災害対応策として、予警報システム並びに氾濫原規制(土地利用規制)、雨水化及び水害

（後）を含む防災システムの体系化が提唱されており、まだ国連の水害子防特別専門家会議のメンバーであるカナダのDerrick Sewell教授により、要旨次のような構成のプログラムが発表されている。

洪水への可能性対応 Potencial Adjustments to Floods

A 洪水の変形 Modifying the Floods

a 防護施設の整備 Construction of Protective Works

堤防及び海岸堤 堤防及び貯水池 河道整備及び
浚渫 放水路

b 流域処理 Watershed Treatment

森林の保全 施設の修正及びため池の整備 車場・街路・土地の保水機能確保 その他局地的流域
出頭路

c 気象制御 Weather Modification

（技術面・利害調整面・生態環境面で困難がある）

B 被害懐性の改変 Modifying the Damage Susceptibility

a 土地利用規制 Land Use Regulation

法律（建設法令等）による規制 地域指定条例
による規制 土地細分化規制 再開発及び再配賦

官行の土地買収

（これらの私権の縮約は“natural tax”すなわち自然に課わされた負担である）

b 構造物の改善及び耐水化 Structural Change & Flood Proofing

下部断口部の開墾及び浸水防止被覆 ビロティ式建築 土地のかさ上げ 排水ポンプ及び排水管

C 被害負担の軽減 Modifying the Loss Burden

災害救援 災害の減免 水害保険 緊急活動
(避難・生産調整等)

D 無作為 Decisions to Take No Action

（被害を抑止するには、実験的にあらかじめ試験である）

このような包括的災害対応策を体系统化することの意義として次の諸点が考えられる。

- (1) 国土保全の社会連帯性を明確にするためにあらゆる可能な政策を発見しておこなう。
- (2) 予防的保全を十分に行うための政策の選択と結合を容易にする。

(3) 國民経済的見地から政策の採用を合理的なものとするための最適解を得る。

我が国においては、各種の制度の整備及び事業の進捗にも拘らず、現にこのような政策目標がすべて発見し尽されなかつて、十分な展開を見てくるのが必ずしも思われない。今後の大きな課題として、総合的災害予防システムの補完と充実の問題は、益々重要なものとなってゆくであろう。従来のように洪水を急速に海へ流す河川改修を中心とした既定的河川管理の考え方に対処せしめれば、概ねこれを河川管理の外延的問題として把握することができる。

二 土地利用規制のための現行法制

すでに河川法は、河川の流水の総合的管理という立場から、多様な制度を盛り込んでいるが、その中から洪水処理に關連する土地利用の制限を摘示すれば、次の通りである。

(1) 高水敷 河川区域の一體化(統合)であり、河川の流水との統合体として公用物たる河川を構成するものである。統合体という概念は、河川・海岸のような自然公物に特有のものであつてこれを構成する土地が国有（自有公物）であると私有（他有公物）であることを問わない。旧河川法にあつては河川の敷地に私権の存立を認めなく反面、川成地等天然現象により流失したものを除き、新たに河川区域として人为的に私権を消滅させる必要が生じた場合は、損失の補償を要するものとした関係から、河川区域の認定は最小限度の範囲とし、その周辺の土地における河川管理上必要な制限は、河川付近地制限令による例がむしろ多く、ために対して新河川法においては、境外地は原則的に社会運営での常識に合せて河川区域として、河川管理の目的を果すために必要な限度における公用制限を受けるものとなつた。

(2) 逆水地 工事実施基本計画(大)において計画高水流量を低減するものとして定められたものは、(1)と同様に河川区域の一體化である。政府原案ではなく、国会の修正で入った制度であるが、近年、治水緑地、宅地開発逆水地等

の形で種々の応用がみられてゐる。

(3) 河川予定地 河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべく土地として指定されるものである。これに伴う公用制限については、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ(第五六条)。旧河川法におけると同様の制度である。

(4) 河川保全区域 河岸又は河川管理施設を保全するため河川区域に隣接する一定の区域(原則として河川区域の境界から五〇メートル以内)について指定されるものである(四条)。これに伴う公用制限(第五条)は、その土地の立地条件からして権利に内在する制約とされており、損失の補償を要しない。旧河川法第四十七条は「河川附近ノ土地、家屋若ヘ其ノ他ノ工作物ニ關シ河川ノ公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却者ヘ鑑識スル為必要ナル制限ヘ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定しては現本土地利用規制を可能としていたのに対し、新法においては著しく目的・態様が限定されてゐる。

(5) 洪水時等における土地等の使用・収用は、地方公共団体の固有事務たる性格を有する水防法上の権限(二二三条)とは別に、國の機関としての河川管理者に権限が与えられてゐる。これに伴う通常生ずべき損失は、補償しなければならない(三九条)。

(6) 河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすかそれのある行為については、政令で、これを禁止し、又は河川管理者の許可を受けさせることがやれる。一級河川については、政令で定める行為について、都道府県の規則によりいかがで見る(九条)。

これを受ける政令の現行規定は、主として清潔の維持に着目したもので、洪水の防禦に關しては、僅かに河川区域内の物件の堆積等について定めるにすぎない。

(7) 原因者工事の施行命令(六条)及び原因者負担金の負担命令(七条)は、河川工事以外の工事又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を變更する必要を生じさせた行為によつて必要を生じた河川工事について発せられるものである。

が、各種の土地開発行為が河川に与える影響の因果關係を確定し、なほしこれを金銭に具積ることが必ずしも容易でないこと、対象とすべき行為の規模・種別、重量關係等によりこれらを公平かつ合理的に取扱うルールが確立されていなければならないこと、原因者=加害者と呼ばれるよりは自發的な承認工事(二二条)として処理したく日本的心情が働くこと等の理由により従来は余り適用されておらず、むしろ後述する特別の行為規制により、一応の社会的妥当性を得てゐる例が多いた。

水害の危険への対応のために流域の土地利用をチャックする手段として各種の法令による地域の指定とこれに伴う行為の規制がなされる例としては、次のようなものがある。

森林法第二十五条 土砂の流出・崩壊又は水害の防備のための保安林の指定

砂防法第二条 治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地(砂防指定地)の指定

地すべり防止法第三条 地すべり区域及びこれに隣接する地域について一定の行為を制限すべき土地の区域(地すべり防止区域)の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地の区域(急傾斜地崩壊危険区域)の指定

建築基準法第三十九条 洋波、高潮、出水等による危険の著しい区域(災害危険区域)の条例による指定

宅地造成等規制法第三条 宅地造成に伴う災害を生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となるようとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)の指定

都市計画法第三十三条第一項第七号 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域内での開発行為の禁止

その他一般的に土地利用計画・開発計画等の計画策定の面で災害の危険につき配慮すべしことを規定する立法例には、次のようなものがある。

国土総合開発法第一条(国土総合開発計画の内容)第一項第一号 國土総合開発計画の主要な柱の一として水害、風害その他の災害の防除につきを定めるべし。

国土利用計画法第一〇条(土地利用の規制に関する措置等) 治山、治水等に配意して適正かつ合理的な土地の利用を図るべし。

新潟県都市建設促進法第五条(区域の指定の要件) 第一項第五号 洪水、高潮、地盤沈下等による災害の発生のおそれが少なくかつ、その防除が容易である地域に指定すべし。

都市計画法第三三三条(開発許可の基準) 第一項第六号 地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定めらるべき。

土地区画整理事業法第九条第一項第二号(事業認可の基準) 市街地とするのに適当でない地盤が編入されないこと。

公有水面埋立法第四条第一項第一号(埋立免許の基準) 環境保全及び災害の防止につき十分配慮されたものであることを。

三 水害危険区域に関する比較法制

昭和四九年版の建設白書によれば、我が国の河川の想定氾濫区域は国土の九・九%に当る三・六五万平方キロにすぎないが、ここに集中している人口は五、四三四万人、資産額は一一四兆円(四五年価格)と推計されている。狭小な国土において主たる生活と生産の場となるものが、河川の侵食・堆積作用によって形成された沖積平野であることに、宿命的なものがある。しかし、これを直ちに水害の危険に繋がりつけることは目前であり、河川の整備状況、降雨の発生確率、水害予防の諸対策等を併せて考慮する必要があるが、都市部においては一時間三〇ミリ程度の降雨によって

浸水箇所が経出する等、事態は年々悪化する傾向にある。⁽²⁾

このように水害を受けやすい国土条件にありながら、水害の危険を包括的に区域で明示する制度としては、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他構造規制等のための建築基準法第三九条に基づく災害危険区域条例が行われているのみである。しかも、区域指定の現況は、全国の総指定数一一一八箇所、総面積一〇、七〇〇haのうち、洪水、出水に係るものは僅か二箇所、一一六haであり、その余の大半は、がけ・急傾斜地の崩壊及び津波・高潮の危険に晒したものとなつてゐる(昭和五一年現状)。河川沿岸の土地の高利利用と環防への過信の相互作用の結果でもあり、また合理的かつ精度の高いデータ情報が必ずしも整備されていない点も参酌の必要があろう。

歐米諸国においては、以下に資料として紹介するように、郵便法を含む法律中に洪水氾濫区域の制度を設け、治水行政の一環として河川そのものの公物管理とあわせて河川沿岸の土地利用規制その他の行政管理を行うのが一般的な例となつてゐる。なお、連続堤防主義を必ずしも採用しない諸国においては、いにしへの洪水氾濫区域——水害危険区域が実質的に我が国の河川区域(蓄水池、遊水堀等)に相当する部分を含んでゐる。また、これらの制度の注目である「洪水の無害な流出」とは、土地利用に伴う他に加える被害と自ら受けける被害の双方を含む概念であるが、権利行使の社会連帯性の観念が十分に浸透してゐることに留意すべきである。

一 フラハス

◎公共河川及び内国航行に関する法律 (Code du domaine public fluvial et de la navigation intérieure) —一八九八年法(法典化されたもの)抄

第四八条 次に掲げる河川の流域の浸水区域 (les parties submersibles) における堤堰、盛土、物件の堆積、隣壁及び工作物の設置又は維持その他水流の障害となるおそれのある行為並びに氾濫原 (les champs des inondations) に対して有害な影響で水流を制約するおそれのある行為について、本編(第三編氾濫防護)の規定の適用があるものと

する(現行六二河川一河川名省略)。

第六十九条 この章(第二章浸水区域における行為)に規定する趣旨において浸水区域とみなされる土地は、別に定めるところにより、図面に表示されるものとする。

第五〇条 第四八条に規定する工作物、植栽又は樹木を設置しようとする者は、あらかじめ行政庁に届出を行い、これが受理されたことを証する書面を得た後でなければ、流域の浸水区域内でこれを設置してはならない。

2 行政庁は、前項の受理の日から起算して一定の期間内に限り、行為の着手を停止し又は流水の自由な流れ若しくは氾濫原の保全を確保するために必要な修正措置をとるべきことを命ずることができる。

第五一条(宣言) この法律の施行の前後を問わず、第四八条に該当する工作物等については、必要があるときは、損失補償の支拂を要せずして、改善措置又は除却を命ずることができる。

第五十二条 行政庁は、次に掲げる事項を含む一般行政手続を規則で定めるものとする。

一 流域の浸水区域の確定図の作成及び備付閑置の方法

二 第五〇条に規定する届出の形式及び期間の通知並びにこれに対する異議申立てに関する事項

三 第四八条及び第五三条の規定に関する調査の形式

第五十三条(各流域に適用すべき技術的規定についてのテクノロジの登録)

第五十四条 第四八条から前条までの規定に対する違反行為については、公道に関する違反行為の例により併記し、六十乃至一百八十フランの罰金に処する。ただし、必要があるときは、不法に設置された工作物を取りこわし、又は公物及びその付属物について生じた損害を賠償せることを妨げない。

II ドイツ連邦共和国

◎連邦水管理法 (Wasserhaushaltsgesetz 1957. 7. 27) 第

第三十二条 水の流出を調節する必要がある限りにおいて、洪水時に氾濫する区域について、氾濫区域(Überschwemmungsgebiete)として公示しなければならない。氾濫区域については、洪水の無害な流出を確保するための規定を公布しなければならない。

連邦法は各州水法の基本法たる意義を有するもので、本条についての一般的指導方針は次のとおりである(Grimmeの法規)。

(1) 泛濫区域の概念は洪水流出区域(Hochwasserabflussgebiete——我が国高水敷に概ね相当するもの)の概念とは同義ではない。洪水流出区域は、泛濫区域の一部をなし、洪水の流出のために必要なものであつて、水が停滞し、又はゆるやかに流出する氾濫原とは異なる。氾濫区域は、洪水の際に水体から河岸をのりこえてくる水に覆われるものである。それぞれの水体との具体的な関係から見て、接続する地形及び開発状態を最大限に考慮に入れなければならない。必要な場合には、具体的に最高水位を測定しておかなければならぬ。なお、水体そのものは、洪水流出区域、泛濫区域のいずれの土壤にも帰属するものではない。

(2) 各州は、泛濫区域を設定し、標準化された法令を公布するものとする。泛濫区域のため特別の保全の制度の題旨は、当該区域内で泛濫水の流出に支障のあるすべての行為は、水行政庁の審査と認可に係りしむることにある。このうちを行ふしては、地盤のかさ上げ、掘削、工作物の設置及び除去、樹木、灌木の植栽等があるが、これらについては、集団又は1団としてのみならず、個々の実態に即して判断すべきものである。旧アロイゼン水法に見られたような洪水流出区域についての保全措置を泛濫区域についても充當することが、非常に要となるであろう。泛濫区域の適正な保全に資するものがあれば、これややくに明確にして、予防措置を講じなければならぬ。その例としては、物件の堆積及び土地構成物件の除去がある。やがて、廢棄物を除去し、盛土を抑制し、掘削を跡地を埋め戻しきり、又は土地利用を一定の様様のものに限るべきことを規定するものが可能である。このより

な規定は、状況責任・行為者責任に溯源する公共の危険を防止するための秩序行政上の措置に属するものであるから、所轄の問題には抵触しないものである。

この規定を受けた氾濫区域の制度は、各州法に存するが、北ドイツの低地部において田ヘンザ自由都市として比較的高密度の土地利用がなされておりアーレメン及びハンブルクの例を次に挙げる。

◎アーレメン水法 (Bremisches Wassergesetz 1962. 3. 13) 第

第七八条 洪水時に危険をもたらす水体及びその支流について、土木行政庁は、命令をもって氾濫区域を認定するものとする。土木行政庁は、当該区域を、洪水時の氾濫区域の一部に限定し、及び次条第二項に規定する行為のうち、洪水の流出に特別の影響のなものについて認可を要しないものとすることができる。

2 前項の氾濫区域のうち、当該区域に滞在することが生命及び身体の危険を伴う区域については、特別危険氾濫区域として認定することができる。

3 前項の区域においては、何人も、居住し、又は1月1日から4月30日までの期間中宿泊してはならない。

4 第二項の区域内に滞在する者は、次に掲げる義務を負う。

一 氾濫の危険に際して直ちに区域内の土地の明渡しが促進されるよう遅滞なく退去するもの。

二 行政庁の警報及び明確しの指置の範囲内において、当該警報及び救助活動に協力するもの。

第七九条 氾濫区域は、洪水の無害な流出を確保するために、空地として維持しなければならない。

2 氾濫区域内において、盛土・掘さく・建築物等の拆築・改築又は種栽をしめらむする者は、水行政庁の認可を受けなければならぬ。(申告) 河川認可は、洪水防禦上必要があり、又は条件若しくは負担によって障害が防止され、若しくは除去されねばならないには、これを拒否することが可能。建築法の規定の適用は受けないものとする。

第八〇条 水行政庁は、氾濫区域について、次に掲げる命令又は処分を行なうことができる。

一 水の流出を妨げるおそれのある物件の除去

二 洪水の無害な流出を図るために必要とされる土地利用

三 盛土及び掘さくの事前規制

◎ハンブルク水法 (Hamburgisches Wassergesetz 1960. 6. 20) におけるアーレメン水法との主要な相違点

(1) 事情の変更により洪水防禦上の危険が生じた場合は、認可を取り消すことができる。

(2) 物件の堆積及び土壤構成物件の除去を認可に係らしめる旨を記載してある。

(3) 氣體区域内の居住及び宿泊の禁止は、「公共の安全及び秩序の保全に關する法律」(一九六六・三・一四)に掲げる命令としてなされており、過去及び水防活動の義務の代りに、行政罰(1,000DM以下)を科するのみである。

三 オーストリア

オーストリア連邦政府の当局者は、世界で最も自然災害の多い国は日本と曰ふべきの認識の上に、常に水流・水面に近接する地域の管理について、進んだ政策をもつてあり、流出区域(Ablusszonen)及び氾濫区域(Überflutungszonen)の概念規定は西ドイツにからりつゝか(オーストリア水法(Wasserrechtsgesetz, 1959)⁽⁴⁾第三条⁽⁵⁾が目次)次のとおりで制度運用の妙を語かしてゐる。

(1) 洪水流出区域は、技術的・財政的制約の故をもつて狭く限定するんをせず、洪水調節のための遊水地として維持すべき区域を含むること。

(2) 流出区域及び氾濫区域の設定の意義は、単に水を貯留して流水をコントロールすることのみならず、水管理上の要請からも地下水を調節するための領域を確保することにねむる。

(3) 流出区域においては、許可を受けたものの外、一切の現状変更を禁止するが、氾濫区域においては、洪水による被害を最小限にするような土地利用を図るために、さらに次の二区分を行なうものとする。

- (a) 危険地帯 生命の保護・國民經濟の觀点から建築を禁止する。
- (b) 土地利用計画地帯 聲著な物的損害を防止する觀点から建築を制限する。
- (c) 保全地帯 自然及び景観の保全の觀点を加えた緑地・保護地とする。

これらの土地利用の制約についての基本的觀念としては、土地は、安全性を求めて移動させないが増殖するといふかじめ、また自然力からすべての生命・財産を守るために絶対的な防壁は作れないものではあるが、土地需要の増大に伴い、現代人が危険を恐れることなくの状態として、土地所有権の社會連帶性の觀点から、人々の生命と生活を守るために権利の制約が必要であるといふことである。

四 米 国

米国における水害危険に関する土地利用規制の現状と法的立場点としては、次のようなものがある。⁽⁵⁾

- (1) 本書の觀点から土地利用を規制する地方条例は余り普及していません。これを促進するための州の立法措置が必要である。
- (2) 一般的に判例は、土地利用規制が憲法上有効とされるためには、同様の条件にあるものを平等に扱うこと、実質的なデータに基づくものであるなど、土地利用の需要と水害の危険のバランスを図ること及びある範囲で私経済的な土地利用を許容するものであることを要求しているが、具体的判断はケースによって異なる。
- (3) 一般的に判例は、他人の財産に損害を与えるようなもの、広く公共の福祉に反するもの及び詐欺的な不動産取引に係るものについての土地利用規制は支持するが、ある範囲で私経済的な土地利用を図ることが地域全体として適当であるものを規制するにはばく支持しない。オーバンバーベーとしての利用及び公共的利用は「取締規制(regulatory powers)」によるべきでなく、公物管理(domain powers)によるべきである。
- (4) 権限なくして規制するなんらかについて、判例は、考慮した危険があらわせば一般的に認めている。また、土地の

価格(value of lands)が下がることにつれての縮減するところがある。しかし自然の災害における土地の固有の価値(original price)が水害によってしまつたものからもかかず範囲の利用プランが必要である。

(5) 規制プログラムの実施は、精度の高いデータの整備を前提とする場合と、具体的な土地利用条件をケースバイケースでチャックすべき場合とに過ぎない。裁判所は後者の場合を容認するであろう。また、線引きは、通常明確な地形地物をもつてなされると、市域内を横断するなんらかの条例の範囲すらとなる。

(6) 包括的な氾濫风险管理計画(floodplain management plan)及び流域計画(watershed plan)は、規制のためにも規制を伴わない洪水防禦工事のために必要なものである。ただし、判例は、規制区域のゾーリングマップが条例等の根拠により最小限明確にされていなければ足りるとしている。

これらの一般的な問題のはが、本節に於ける土地利用規制の手法として極めてヨーロッパなどに、一九六八年の国際水害保険法(National Flood Insurance Act)がある。この制度は、水害被災者の救済を目的としたものであることは勿論であるが、それと同時に危険負担の標準からの土地利用の転換を図らうとするものである。すなわち、一定の地域に水害保険制度を適用する前提として、地方自治体が適切な土地利用規制を実施することが必要とされる。国は、治水施設の整備事業の補助率に相当する率(概ね田分の三)の保険料補助を行うが、この補助は、危険を避けて家屋を新築する者には与えられない形で、施設計画との適合性を確保している。

我國においては、すでに昭和二二年に風水害保険の名の下に数社に事業免許が発せられておりが、織給のアンペラント、逆選択、集積危険等の難問が障壁となり、単純保険としての運用を困難にしているため、わずかに他種保険との結合(組織保険、総合保険等)により、保険金保険制度の実績があるのみである。米国のような水害保険制度を公共事業の補完策とするが、代替策とするか、また、土地利用規制の有効な手段となしらるか、将来一つの政策課題となるであろう。

(問題)

本書くの対応と土地利用規制の問題は、本質的に全国をカバーするものであるため、政策並んで幅広い範囲で複雑多岐にわたるものであり、これを体系的に把握する上での諸論議点として少くとも次のようないくつかの整理が必要となる。

- (1) 土地保全と国土利用の価値の序列
- (2) 公物管理、地域規制及び一級的規制のそれぞれの妥当範囲
- (3) 特定の行政区と地方自治体の権限分担
- (4) 公共の責任と個人の責任の合理的配分
- (5) 行政計画・行政手続の面からの見直し
- (6) 科学的な調査と行政サービスの連携づけ

本稿においては、筆者個人の最近の調査研究の一端を紹介するに止め、より体系的な検討は後日機会に俟つこととした。

- (→) Flood Damage Prevention Planning in Developing Countries, Ad Hoc Group of Experts on Flood Damage Prevention, 1973. 10. 17.
- (a) 関西四川等ふる田や川等の用ト年G「農業地の水害規制規則(五〇)」(用大田の規制など) (四五年度廻三便観)。
- (b) 芦原在野河川区域の整備と監視の実績(一九六二・九・一月) とおじてせ、農畜可耕地水害対策について耕作及び耕作の危険が防護されるための農業排水と排水工事QDの問題、すなはて超過やかねが農業地の取扱が終末化する。
- (c) Hochwasser, Muren, Lawinen, Bundesministerium für Land-und Forstwirtschaft, 1973.
- (d) Regulations for Flood-plains (part IV Common Legal Questions about a Regulatory Program), Kusler & Lee, 1972. 2.